

令和 7 年度 学校いじめ防止基本方針

成田市立新山小学校

目 次

I いじめの定義	1
II 基本理念	2
1 いじめの禁止	2
2 方針	2
III 学校及び教職員の責務	2
IV いじめ防止等の対策のための施策	3
1 いじめ防止等の対策のための組織	3
2 いじめ防止等対策年間計画	4
3 いじめの未然防止	5
4 いじめの早期発見	6
V いじめを認知した場合の対応	7
1 報告連絡体制	7
2 事実確認と報告	8
3 組織編成と対応策検討	9
4 いじめ被害者及び保護者への対応	9
5 いじめ加害児童及び保護者への対応	10
6 傍観者への指導	10
VI 重大事態への対処	11
1 重大事態の基準	11
2 発生の調査報告	11
3 調査結果を踏まえた必要な措置	12
VII 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価	12
1 公表	12
2 学校評価等	12
3 基本方針の見直し	12
4 その他	12

I いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1）「いじめられた児童等の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人間関係にある者をさす。

（注3）「心理的または物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、嫌なことを無理やりさせられたりすること、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

（注4）外見的には「けんか」のように見えることでも、その背景にある事情を慎重に判断し、児童等の感じる被害性に着目して状況を確認する。

※いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、**「たった1度であっても、いじめに変わらない」**「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童等の心情を重視して取り組む。

※いじめは、被害児童等と加害児童等だけの問題ではなく、**「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在である**ことを認識させる。

※いじめは児童等同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が大きな影響を持つことを十分に認識し、**「教職員の言動で児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。**

※いじめには、**「様々な態様が挙げられる。**単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童等の立場に立つて対応する。

【例】 [冷やかshi] , [からかい] , [悪口] , [脅し] , [仲間はずれ] [集団による無視, パソコンや携帯電話等での誹謗中傷] , [金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊] , [軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・たたく] , [嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする] 等

II 基本理念

いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

1 いじめの禁止

- (1) 児童等はいじめを行ってはならない。
- (2) いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、学校及び教職員は、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

2 方針

学校は、以下の基本的な考えに立ち、教育委員会や家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめ防止等に向けた対策を講じるものとする。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深める。
- (2) いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れ替わることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (3) 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で学校は、教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服する。

III 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

IV いじめ防止等の対策のための施策

1 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称：いじめ防止対策委員会（生徒指導・人権教育推進）

(2) 役割：学校が組織的に生徒指導や人権、いじめの問題に取り組むにあたって中核となる。

(3) 組織の構成 ・校長・教頭・教務主任
・生徒指導主任・人権担当・養護教諭
・教育相談担当・学級担任 ・教育相談員

(4) 活動内容

- ①生徒指導に関すること。
- ②人権教育に関すること。
- ③いじめの早期発見に関すること
- ④いじめ事案に対する対策に関すること。

(5) 開催回数及び開催日：年間 11 回(毎月の推進委員会開催日)，その他必要に応じて

(6) 分担

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証…生徒指導主任
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成……………生徒指導主任
- ・すこやか推進委員会の企画・運営……………生徒指導主任
- ・いじめ問題に関する資料の管理……………生徒指導主任
- ・人権教育との連携……………人権担当・生徒指導主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……校長・教頭・生徒指導主任・すこやか推進委員

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成……………教育相談担当・各学年主任
- ・教育相談員，スクールカウンセラーとの連携……………

教育相談担当・養護教諭・教育相談員・スクールカウンセラー

【児童・保護者・地域との連携】

- ・学校行事，児童活動との連携……………児童活動担当
- ・PTA，PTA運営委員会との連携……………教頭・学年主任・学級担任
- ・学校ミニ集会・学校評議員会との連携……………校長・教頭・教務主任
- ・一般社団法人かざぐるま……………校長・教頭・生徒指導主任

【関連施設との連携】

- ・ふれあいる一む21との連携……………校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当
- ・児童相談所との連携……………校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当

2 いじめ防止等対策年間計画

4	・基本方針・重点目標の確認 ・新山小教師による人権意識を高める活動（標語づくり） ・すこやか推進委員会議構成員，役割分担の確認 ・年間指導計画の確認（児童全校面談の予定時期決定）
5	・特別支援教育校内委員会の開催① ・全校集会（いじめ対策について） ・PTA運営委員会の開催 ・教育相談週間（面談）の実施 5月19日～5月30日 ・第1回学校生活アンケートの実施 ・養護教諭全員面談（陸上不参加の5・6年）
6	・全校集会 ・養護教諭全員面談（6年）
7	・学期末保護者会の開催（保護者からの情報収集）・特別支援教育校内委員会の開催② ・養護教諭全員面談（5年・4年）・児童生徒向け しんどい時に心と体を守る方法動画視聴 ・夏休み期間中の児童対応について（相談窓口などの確認）・第2回学校生活アンケートの実施
8	・夏休み期間中のいじめ防止や人権に関する研修 ・児童動向の把握と今後の方針についての確認
9	・夏休み後の児童動向や人間関係の把握（担任）及び情報の共有 ・運動会の実施と各学年の状況報告と指導経過，今後の方針についての確認 ・PTA運営委員会の開催 ・第3回学校生活アンケートの実施 ・教育相談週間（面談）の実施（9月8日～9月19日）・養護教諭全員面談（3年・2年）
10	・PTA運営委員会の開催 ・保護者個別面談の開催（保護者からの情報収集） ・全校集会 ・養護教諭全員面談（1年・わかば・ふたば）
11	・教育ミニ集会 ・第4回学校生活アンケートの実施 ・PTA運営委員会の開催 ・全校集会（いじめ対策について）
12	・6年生による，あいさつ運動の実施（児童の主体的活動） ・学期末保護者会の開催（保護者からの情報収集） ・人権週間に関する活動（12月2日～5日）・特別支援学育校内委員会の開催③ ・冬休み期間中の児童対応について（相談窓口などの確認）
1	・冬休み後の児童動向や人間関係の把握（担任）及び情報の共有 ・特別支援委員会の開催 ・各学年の状況報告と指導経過と今後の方針 ・教育相談週間（面談）の実施（1月13日～23日）
2	・今年度の反省→学校評価へ反映 ・年度末学校生活アンケート（市教委） ・道徳教育研修の実施 ・薬物乱用防止教室（規範意識の向上） ・PTA運営委員会の開催 ・全校集会（いじめ対策について）
3	・学年末保護者会の開催（保護者からの情報収集）・特別支援学育校内委員会の開催④ ・春休み期間中の児童対応について（相談窓口などの確認） ・次年度クラス替えに伴う児童動向の確認と適切なクラス編成 ・来年度に向けての基本方針の見直し

3 いじめの未然防止 チェックリストを用いた平時からの備え

（1）未然防止に資する取組

①学級・学習集団の育成

日々の授業や行事を通して，望ましい人間関係を築くとともに，人間としての在り方・生き方について正しく理解させ，規範意識や社会性が身に付くよう，指導の充実を図る。

②道徳教育・体験活動の充実

道徳の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実していく。また、発達段階に応じて適切な資料を選定し、児童の心に響く道徳の時間となるよう工夫・改善を図る。

指導にあたっては、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるように配慮する。

- ・【小学生版】SOS の出し方教育指導資料（R 4 改訂版）道徳・学活で活用
- ・児童生徒向け しんどい時に心と体を守る方法動画視聴

③自己問題解決力の育成

議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

④コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動、すすくすく班での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や自己有用感・思いやりの心を育てる活動を行う。

⑤職員の人権意識の向上

日々の教育活動の中で児童に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。

⑥保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ防止の取組や学校生活について、定期的な情報交換等、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。（学校運営協議会）

（２）いじめ防止等の啓発活動

児童及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「新山小いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図るとともに、それらを学校ホームページやPTA総会、保護者会、学校だより等により積極的に公表する。また、以下の取組を行う。

（３）その他

- ①人権標語の作成や人権作文などを書く。（人権週間）
- ②人権に関する掲示物を教室や校内に掲示する。（学級でいじめ防止のルールをつくり、教室に掲示する。）
- ③心をこめた挨拶を実践する。
- ④相手の気持ちを考えた言葉遣いをする。（～さん付けの奨励）
- ⑤学校いじめ基本方針及び「生徒指導提要（改訂版）」への理解

4 いじめの早期発見

- (1) いじめは、どの学校でもどの子どもでも起こりうるものであることを認識し、定期的に児童から直接状況を聞く。(教育相談) また、「いじめアンケート」を実施した上で、「個別面談」や日記などを活用する。
- (2) 目に見えないところで、いじめが続いている可能性があることに注意を払うとともに、児童の辛さや悩みなど、内面的な苦悩をくみ取る。
- (3) いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に連絡するなどの啓発活動を示す。(いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。)
- (4) 昼休みなどの授業時間以外の人間関係を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。
- (5) 相談窓口や相談箱、校長室前帰るポストを設け、どんな小さなものでも当該児童や周囲からの訴えを親身になって聞き取り解決に向けて対応する。
- (6) コミュニティスクールや学校運営協議会の一体的な取り組みの推進により、学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。このような取り組みから、地域と信頼関係を築き地域ぐるみでのいじめ防止や不登校対策にあたる。
- (7) インターネットを通して行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう必要な啓発活動や指導を行う
 - ①各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。指導に当たっては、外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し、教職員の指導力の向上を図る。
 - ②情報教育研修会や生徒指導担当者会議、教育相談研修会等のあらゆる機会を通じて、インターネットを通じて行われるいじめ防止の対策や情報モラルに関する研修を計画的に実施し、教職員のいじめ防止のための対策に関する資質の向上に努める。
 - ③文部科学省や千葉県教育委員会から出されているリーフレットを印刷・配布し、携帯電話などの利用に関する危険性や利用に関しての家庭におけるルール作り等について保護者への啓発を図る。
- (8) 教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

5 いじめの相談・通報

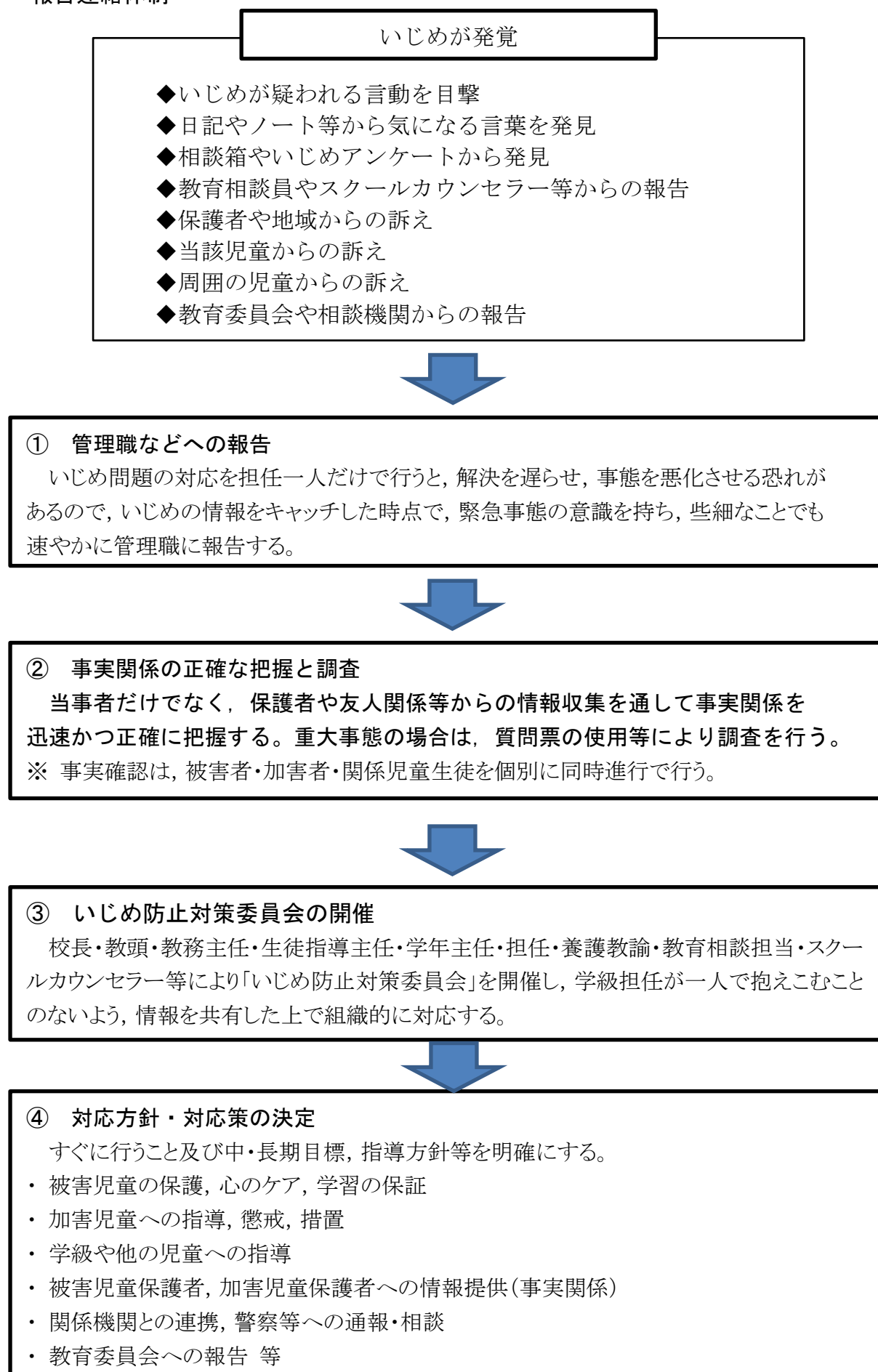
いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮の上、迅速かつ適切に対応する。

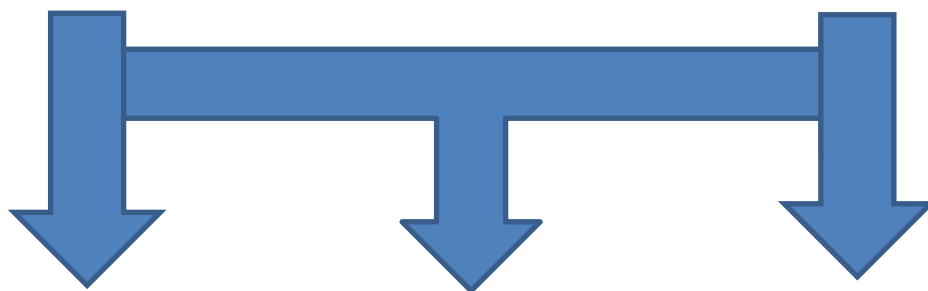
- ①学校のいじめの相談・通報窓口
校長・教頭・学級担任・養護教諭 等
 - ②学校以外はいじめ相談・通報窓口
- ※相談窓口 別資料最終頁

V いじめを認知した場合の対応

いじめの情報をキャッチした時点で、学級担任が一人で抱えこむことのないよう全職員に周知し、情報を共有した上で多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。

1 報告連絡体制





【保護者・地域との連携】

- ◆保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝え、ともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、一緒に解決してもらえよう共通理解を図る。
(電話でなく、直接会って丁寧に、誠意をもって説明する。)
- ◆加害児童生徒の保護者にも、理解をしてもらった上で、謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していく。
- ◆地域関係機関と連携し、いじめ防止や不登校対策にあたる。

【教育委員会との連携】

- ◆学校だけでは対応が困難なものについては、速やかに市教委へ報告し、福祉部局と情報共有するなど連携を図る
- ①被害児童生徒が通常の学校生活を送れない状況が続いていたり、保護者との対応に苦慮したりしている事案
- ②暴力や恐喝等犯罪に関わる悪質な事案
- ③児童生徒の生命や心身又は財産等に係る重大な事案等

【関係機関との連携】

- ◆必要に応じて、児童相談所や警察、法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。
- ①犯罪行為として取り扱われるべきものであると認め学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察へ援助を求め、連携して対応する。
- ②児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、ためらわず、直ちに警察へ通報する。

2 事実確認と報告

当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。

※事実確認は、被害者・加害者・関係児童を個別に同時進行で行う。

3 組織編成と対応策検討（事実確認と組織編成・対応策検討は前後する場合がある）

（1）組織の編成

①すこやか推進委員会（生徒指導・人権教育推進）

②緊急いじめ対策委員会の編成（重大事案）

校長・教頭・（主幹教諭）・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー・教育相談員等により対策委員会を編成する。

（2）対応方針・対応策の決定

・すぐに行うこと及び中・長期目標、指導方針等を明確にする。

（誰が、誰に、いつまでに、何をするのか）

・被害児童の保護

・加害児童への指導

・学級や他の児童への指導

・保護者、教育委員会、関係機関との連携

4 いじめ被害者及び保護者への対応

保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えるとともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、一緒に解決してもらえよう共通理解を図る。（電話でなく、直接会って丁寧に、誠意をもって説明する。）

(1) 被害児童

①親身な対応と支援

- ・最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応する。
- ・つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。

②心のケア

- ・心理的ケアを十分に行う。（スクールカウンセラー、教育相談員、成田市教育センターの臨床心理士等の活用）

〈留意点〉

＊「いじめられる方にも問題がある。」「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである。」といった考えで、問題を軽視せず、あくまでもいじめの加害者に問題があるとの認識で臨む。

＊プライバシーの保護には、細心の注意を払う。

(2) 被害児童の保護者

○保護者との信頼関係の構築を図る。

①保護者にいじめの事実を正確に伝える。

②本人を絶対に守るという姿勢を示す。

③学校としての解決に向けた具体的方針と対応策を説明し、一緒に解決してもらえよう共通理解を図る。（直接会って丁寧に誠意を持って説明する。）

④定期的に家庭と連絡を取り、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

5 いじめ加害児童及び保護者への対応

加害児童の保護者にも、理解をしてもらった上で、（保護者同伴で）謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していく。

(1) 加害児童

①いじめの態様に応じた指導・支援

- ・いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・不満・不安等の訴えを十分に聴くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- ・いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を、理を尽くし冷静に諭す。
- ・いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ・被害児童の安全が確保できない場合は、出席停止等の措置も視野に入れ、毅然とした指導や対応を行う（「学校教育法第35条及び第49条」）。

②心のケア

- ・いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つように努める。

〈指導上の留意点〉

- * 命令口調で指導したり，追い詰めたりしない。
- * 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断しない。
- * みんなの前でいじめた児童を非難しない。
- * 過去を引き合いに出したり，兄弟姉妹と比較したりしない。
- * 体罰は，絶対行わない。
- * 子どもの人格を否定するような発言はしない。
- * 何もかも「いじめ」と決めつけない。

(2) 加害児童の保護者

- ① 事実関係を正確に伝える。
 - ・ 憶測で話をしない。
 - ・ 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ② 保護者の心情を理解する。
 - ・ 保護者の心情（怒り，不安，自責の念等）を十分理解しながら対応する。
 - ・ 子どものよさを認め，親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ③ 学校の指導方針を示し，具体的な助言をする。
 - ・ 被害者への謝罪の意義，子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
 - ・ 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し，子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い，協力を得る。

6 傍観者への指導

(1) 当事者意識の高揚

- ① いじめを周りではやしたてたり，見て見ぬ振りをしたりする行為も，いじめ行為への負担と同じであることに気づかせる。
- ② いじめの事実を告げることは，つらい思いをしている友達を助けることであり，人間としての当たり前の行動で，人権と命を守る立派な行為であることを認識させ，いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ③ いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ，いじめを止められなかった自分たちの行動について気づかせる。

(2) 共感的人間関係づくり

異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して，コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の基準

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童・保護者からの申し立てがあったときは，重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実などを確認できていない場合には，早期支援を行うため，必要に応じて事実関係の確認を行う。
法の要件に照らして重大事態にあたらなことが明らかである場合を除き，重大事態調査を実施する。

(いじめ防止対策推進法 第28条1項及び2項)

(3) 具体例

- ①早急に解決が難しいと思われるもの
- ②暴力や恐喝等犯罪に関わる悪質なもの
- ③強制わいせつ，傷害，暴行，強要，窃盗，恐喝，器物破損等刑法に触れる犯罪行為

2 発生の調査報告

(1) 調査組織の招集

教育委員会の指導・支援のもと専門的知識及び経験を有する第三者（成田市教育委員会学務課・学校問題対策支援チーム）の参加を図り，調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 事実関係を明確にするための調査と報告

質問紙調査や聞き取り調査等の実施により得られた結果については，いじめられた児童および保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き，調査に先立ち，その旨を調査対象になる児童や保護者に説明する。

重大事態調査で調査すべき調査項目については，令和6年8月改定版「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り，実施するよう留意する。

調査結果は直ちに教育委員会へ報告する。

調査を実施する際は，詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要である。

①いじめられた児童等からの聞き取り調査が可能な場合

十分に聞き取るとともに，在籍児童に質問紙調査や聞き取り調査等を行う。この際，いじめられた児童を守ることを最優先とする。また，調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を止める。いじめた児童に対しては，事情や心情を聴取し，状況に合わせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等をする。

②いじめられた児童等から聞き取り調査が不可能な場合

当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。

(3) 保護者への情報提供

調査によって明らかにされた事実関係について，いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては，関係者のプライバシーや個人情報に配慮し，適切に提供する。

3 調査結果を踏まえた必要な措置

(1) 関係機関との連携

- ①学校だけでは対応が困難なものについては，速やかに教育委員会に報告し，連携を図る。
- ②必要に応じて，児童相談所や警察と連携を図りながら問題解決に当たる。

(2) 再発防止

- ①いじめが解決したと見られる場合でも，気づかないところで陰湿ないじめが続いていたり，再発したりすることもあることを認識し，継続して十分な注意を払い見守

っていく。

②解決した後も定期的に保護者と連絡を取り合う。

③すこやか推進委員会を中心に、事例研修を行い、職員の資質を向上する。

(3) その他

○いじめが生じにくいクラス作りに励む。

(ア) 一人一人の児童をしっかり見守り、その子の良さを認める。

(イ) 児童へ注ぐ心のエネルギー配分が偏らないように心がける。

(ウ) すべての児童に活躍の場を与える。

(エ) クラスのルールを明確にする。

(オ) 授業の方法や教材を常に工夫する。

(カ) 「約束したことは守る」など、児童にとって信頼にたる行動をとる。

(キ) 児童が助け合い、協力し合う場面をたくさん設ける。

(ク) 児童の気持ち、集団の人間関係などを的確に把握する。

(ケ) 保護者との信頼関係作りを積極的に行う。

(コ) 周りからのアドバイスをもらうオープンな姿勢を持つ。

Ⅶ 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

1 公表 学校ホームページ、学校だより、PTA総会、保護者会、学校評議員会議

2 学校評価等

毎年度、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取組についてのチェックリスト(学校用)」等を活用し、適切に評価・点検し、その改善を図る。なお、学校のいじめ防止等のための対策を取り扱うにあたっては、いじめの事実を隠蔽しない。

3 基本方針の見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び市の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認める場合はその結果に基づいて措置を講じる。また、気づいたことは普段から、加除修正を行い、改善を図る。

4 その他

一人で問題を抱え込まず、周囲の同僚たち、保護者、関係諸機関と連携し、アドバイスをもらいながら、日々改善する気持ちを持ち続ける。

平成26年5月	1日	改訂	令和2年4月20日	改訂
平成27年5月	7日	改訂	令和3年8月20日	改訂
平成28年4月13日		提出	令和4年4月13日	改訂
平成29年4月10日		改訂	令和4年12月6日	改訂
平成29年6月30日		改訂	令和6年5月20日	改訂
令和元年5月	1日	改訂	令和7年4月	1日 改訂